

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年6月28日)

[件名]

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る意見
募集結果について

(危機管理政策課) … 2

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難
計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果に
ついて

(原子力安全対策課) … 3

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第15報）

(原子力安全対策課) … 4

危 機 管 理 局

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る 意見募集結果について

令和5年6月28日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、昨年度の災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見の内容及び県の考え方は次のとおりです。

- 1 **意見募集の期間** 5月24日（水）から6月14日（水）まで
- 2 **実施方法** 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 **意見総数（応募者数）** 2件（1名）
- 4 **意見等の内容とそれに対する県の考え方**

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
1	<p>（津波の監視） 「震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する」とあるが、津波注警報の発表がない中で30分間監視する意味はあるのか。 山崩れによる津波を想定している場合はその旨を記載してはどうか。</p>	<p>【県の考え方】 （災害応急対策編 第3部情報通信広報計画） 気象庁では、地震発生後約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、非常にわずかな時間での発表となるため、津波の予測には技術的な限界があるとされており、正確に状況を把握するためには、津波警報等の発表がなくても海面の状態の監視は必要と考えている。 なお、津波の監視について、津波の発生原因を限定しているものではない。</p>
2	<p>（津波の監視） 「日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要」との記述があるが、別頁では、日本海北部の地震による津波の到達時間が岩美町内では1時間40分とあるなど、2時間以内に到達する想定となっている。 この記述は誤解を招くため削除してはどうか。鳥取沖以外は津波の到達まで2時間という間違った安心感を与えないようお願いする。</p>	<p>【意見を踏まえた対応】 （災害応急対策編 第3部情報通信広報計画） 本記述については、津波の監視に関する注意書きとして、日本海北部で地震が発生した場合の目安として記載しているものであるが、指摘を踏まえ、「日本海北部など地震の発生場所によっては、津波の到達までに1時間以上を要する可能性があるため注意が必要」と修正する。</p>

5 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案については、7月に開催予定の県防災会議において審議される予定です。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果について

令和5年6月28日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、県民へのパブリックコメントを実施したところ、次のとおりでしたので報告します。

- 1 意見募集の期間 5月24日（水）から6月14日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 意見総数（応募者数） 1件（1名）
- 4 意見等の内容とそれに対する県の考え方

【両計画共通に対する意見等】

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
1	（その他） 自衛隊の通信所が境港市にあり、国防上重要な施設であるために他国からの侵略対象ともなり得るため、近隣住民としては気になる場所である。	【ご意見に対して】 いただいたご意見については、関係機関とも共有し、引き続き原子力防災対策の実効性向上に努めて参ります。

5 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、7月に開催予定の鳥取県原子力安全顧問会議及び鳥取県防災会議において審議される予定です。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第15報）

令和5年6月28日

原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機及び3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです（前回報告はいずれも6月12日の常任委員会です）。

1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。

(1) 審査

ア 設計及び工事の計画認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出8回、審査会合9回、ヒアリング492回（6月22日現在）。

6月22日、中国電力は8回目の補正書を原子力規制委員会へ提出した。これまでの審査内容を申請書に反映させるもので、耐震計算書の内容拡充や用途が明確になるよう設備名称の修正を行った。

イ 保安規定変更認可申請の審査（前回報告から変化なし）

平成25年12月25日申請。

補正書提出1回、審査会合1回、ヒアリング3回（6月22日現在）。

(2) 安全対策工事

6月22日、中国電力は安全対策工事完了予定時期を令和6年5月に見直し（令和5年11月から半年延期）したことを公表した。設計及び工事の計画の審査での指摘を踏まえて、必要な工事量が概ね確定したことから、工事期間を改めて算定した。

現在、防波壁の補強工事や津波漂流物対策工事、アクセスルートの改良工事等を行っている。

(3) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査（前回報告から変化なし）

平成28年7月4日申請。

補正書提出1回、審査会合16回、ヒアリング34回（6月22日現在）。

2 島根原子力発電所3号機

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合5回。5月18日以降、審査会合は開催されていない。

6月22日、中国電力は安全対策工事完了予定時期を令和7年度上期に見直し（令和6年度上期から1年延期）したことを公表した。